

## 1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における利用者本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため、窓口営業時間外に利用してください。

## 2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の専用入金票（以下「入金票」という。）および通帳等とともに当金庫所定の預金袋（以下「預金袋」という。）に入れ、その預金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

## 3. (使用料)

- (1) この夜間金庫の使用料は、当金庫所定の利率により1年前分払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、指定口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初利用申込時には、申込日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月までの月割計算によって支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する4月から適用します。
- (3) 解約があった場合は、解約日の属する月の翌月を1か月としてその月から最初に到来する3月までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4. (専用入金帳発行手数料)

この夜間金庫の預入れに使用する専用入金帳を発行したときは、当金庫所定の料率により手数料を支払ってください。

## 5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された預金袋内の現金・証券類は、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。なお、夜間金庫への投入の時期に応じ、以下により指定口座へ受入します。
  - ① 前営業日窓口終了時間後から当日営業日の午前8時までの投入分については、当日営業日に指定口座に受入します。
  - ② 当日営業日の午前8時過ぎの投入分については、翌営業日に指定口座に受入します。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入処理は当金庫所定の方法で行い、過不足金額を連絡します。この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

## 6. (預金袋等の返却)

預金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は利用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当金庫が保管し、預金袋の開閉に使用します。

## 8. (鍵、預金袋の喪失・盗損)

投入口鍵、預金袋および預金袋用正鍵を失ったとき、または盗損したときは、直ちに書面によって当店に届出ください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、利用申込者が第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をおことわりするものとします。

## 11. (解約等)

- (1) この契約は、利用者または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。利用者が解約をするときは、その旨の当金庫所定の書面を提出するものとします。解約の場合には、保管している投入口鍵、預金袋および預金袋用正鍵を直ちに当店へ返却してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。
  - ① 利用者が使用料を支払わないとき
  - ② 利用者について相続の開始があったとき
  - ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ④ 利用者がこの規定に違反したとき
- (3) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は利用者へ通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - ① 利用者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ② 利用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 公然と事実を摘示し、当金庫の名譽を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 当金庫がこの契約の解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 12. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、預金袋および預金袋用正鍵についても同様とします。

## 13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座座定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)